

岩手県告示第 745 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成 18 年 6 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 北上市和賀町横川目 3 地割 5 の 1 から 5 の 3 まで
- 2 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止
- 3 解除の理由 指定理由の消滅